

令和5年2月1日

鉱業権者 殿

中部近畿産業保安監督部長

鉱山道路等における転落防止について（注意喚起）

当部管内では昨年12月、露天掘採場内の切羽において、荷下ろし中のダンプトラックが転落する災害（不休傷）が発生し、また、本年1月、露天掘採場内の鉱山道路において、路面整備中のホイールローダが転落し、作業員が死亡する災害が発生しました。

当部は、当該両鉱山に対し、本災害に係る原因の究明と再発防止に関する措置の実施を指導しているところです。

つきましては、貴鉱山におかれましても、鉱山内の鉱山道路が鉱山保安法第12条に基づく鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第16条第2項に適合しているか、また、切羽等において転落の恐れのある箇所に適切な転落防止措置が講じられているか、至急、点検・確認して必要な場合は現場を改善するとともに、作業者に適切な作業指示、保安指示を行う等、鉱山における保安の確保に万全を期すようお願いします。

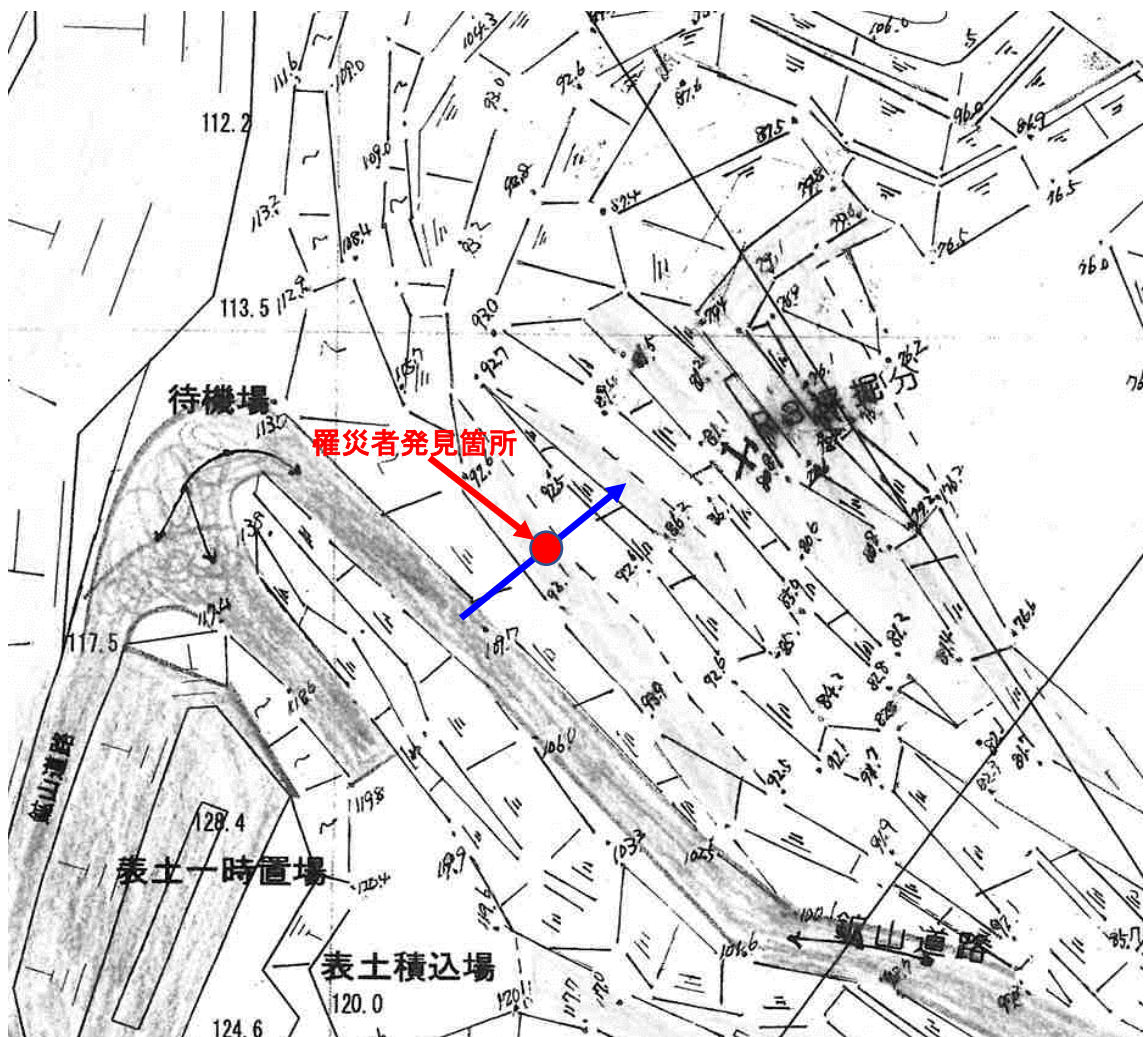
【参考資料】

1. 災害等情報（速報）
2. 参考となる鉱山保安法令（抜粋）

災害等情報（速報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：愛知県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置（車両系鉱 山機械）	発生日時： 令和5年1月17日(火) 13時50分頃	罹 災 者 数	死	重	軽	計
			1			1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当業務経験年数）： 41歳、重機オペレーター、直轄、勤続年数1年6月、担当業務経験年数1年6月						
罹災程度：死亡						
【概要】 罹災日当日、罹災者は13時30分頃からホイールローダを運転して雨裂により荒れた鉱山道路の路面を整地する作業を行っていた。 13時50分頃、76mLの採掘場で小割作業をしていた作業員が86mL採掘ベンチ付近からの白煙を発見したため乗っていた重機を後退させたところ、ホイールローダのタイヤを視認したため、ホイールローダが転落したと思い、直ぐに保安統括者へ連絡した。 14時00分頃、保安統括者ほか数名が、鉱山道路の110mL法尻より2段下の86mL採掘ベンチまで転落したホイールローダを確認し、罹災者を探していた作業員はホイールローダが整地していた鉱山道路の110mLから1段下の93mL採掘ベンチで罹災者を発見した。＜図1、写真1、2＞ 救急車を呼んで罹災現場で応急措置を行ったが、消防は「これ以上の処置はできない。」とし、警察に引き継いだ。						
【お問い合わせ先】 中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 太田、鈴木、土屋 電話番号 052-951-2561						

図1 罹災箇所拡大図



→ ホイールローダ転落ルート
(推定)

写真1 災害発生現場



写真2 転落したホイールローダ



参考となる鉱山保安法令（抜粋）

○鉱山保安法

（施設の維持）

第十二条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

（鉱山道路及び坑道）

第十六条 鉱山道路及び坑道の技術基準は、第三条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 鉱山道路については、次のとおりとする。

一 鉱山道路の構造は、当該鉱山道路の存する場所の地形、地質、気象その他の状況及び当該鉱山道路における車両系鉱山機械又は自動車の走行状況を考慮し、安全なものであること。

二 鉱山道路には、道路標識、転落防止設備その他の保安設備が適切に設けられていること。

3 （略）

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）

第14章 鉱山道路及び坑道（第16条関係）

1 この章において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（1）～（4） （略）

2 技術基準省令第16条第2項第1号に規定する「安全なもの」とは、鉱山道路の構造が次に掲げる要件を満たしているものをいう。

（1）幅員

① 通行車両の最大車幅が2.5m以下の場合は、最小道路幅員が4.0m以上であること。

② 通行車両の最大車幅が2.5mを超える場合は、最小道路幅員が最大車幅に2.5mを加えた幅員以上であること。

③ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、必要な安全措置が講じられている場合は、①又は②の規定によらないことができる。

④ ③に規定する「必要な安全措置が講じられている」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

イ 車両の転落防止措置が講じてられていること。

ロ 走行速度制限の措置が強化されていること。

ハ ブレーキテスト標識、速度制限標識の設置その他の安全対策が講じられていること。

(2) 縦断こう配

- ① 鉾山道路の縦断こう配は、原則 12% (6.8°) 以下であること。
- ② 通行車両の走行速度を 20 km/h 以下に制限し、かつ、延長 100 m 以内の場合には、18% (10.2°) 以下として差し支えない。
- ③ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、必要な安全措置が講じられている場合は、①又は②の規定によらないことができる。
- ④ ③に規定する「必要な安全措置が講じられている」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

イ 逸走防止施設（車両以外に設ける措置）が設けられていること。

ロ 車両の転落防止措置が講じられていること。

ハ 走行速度制限の措置が強化されていること。

ニ ブレーキテスト標識、速度制限標識の設置その他の安全対策が講じられていること。

3 技術基準省令第16条第2項第2号に規定する「転落防止設備」とは、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

(1) 転落防止設備の設置箇所

(略)

(2) 転落防止設備の形状及び構造

転落防止設備の形状及び構造は、次によること。

- ① 転落防止設備は、ガードレール、ガードケーブル、土盛り又は石積み等車両の接触に対して適切な強度を有する形状及び構造であり、その高さが 60 cm 以上あるものをいう。
- ② 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、必要な安全措置が講じられている場合は、①の規定によらないことができる。
- ③ ②に規定する「必要な安全措置が講じられている」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

イ 運転者の視線を誘導する施設であって、赤白ポール、反射板等の設置が講じられていること。

ロ 走行速度制限の措置が強化されていること。

ハ ブレーキテスト標識、速度制限標識の設置その他の安全対策が講じられていること。

4～6 (略)